

「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の導入に向けた 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正について

川崎市では、二酸化窒素に係る対策目標値の達成に向けて専門的な見地から議論いただくために、平成 20 年 4 月に環境審議会に諮問し、平成 21 年 2 月に答申を受けました。その中で、大気環境の改善のための新たな追加対策のひとつとして、貨物自動車を多く利用する事業者が主体となり、運搬等の際に、より低公害・低燃費の車の利用やエコドライブ等の実施を要請する「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の導入が提言されました。

この制度の導入により窒素酸化物（以下、「NO_x」）の削減のほか、二酸化炭素（以下、「CO₂」）の削減も同時に見込まれることから、地球温暖化対策のひとつとしても有効な施策であるため、制度推進にあたっては、NO_x 削減を目指す地域環境対策を基本に、地球温暖化対策との連携を図りながら総合的な対策の推進を目指してまいります。

これらを踏まえ、「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の導入に向け、次のような考え方のもと、市条例の一部改正を検討しておりますので、広く市民の皆様の御意見をお伺いします。

なお、地球温暖化対策の基本となる「(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方について」も、別途御意見を募集しています。

I 御意見の募集と今後の予定

1 意見募集の期間

2009（平成 21）年 7 月 1 日（水）～ 2009（平成 21）年 7 月 31 日（金）

※ 郵送の場合は、7 月 31 日（金）付けの消印まで有効とします。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、環境局環境対策部交通環境対策課まで御意見を提出してください。（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）

（1）郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市環境局環境対策部交通環境対策課あて（川崎市役所第 3 庁舎 10 階）

（2）ファクシミリ

FAX 番号：044(200)3922

（3）電子メール（<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/>）

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 今後の予定

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方について取りまとめを行い、2009（平成 21）年 11 月下旬を目途にホームページで公表します。

4 問合せ先

環境局 環境対策部 交通環境対策課 電話：044(200)2541 / E-mail：30koutu@city.kawasaki.jp

II 検討の経過

川崎市は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に「平成 22 年度までの早期に全測定局で二酸化窒素に係る対策目標値※を達成すること」を目標として掲げ、これまで工場・事業場や自動車に対する様々な施策を講じてきました。

しかしながら、下の表に示したとおり、市内の一部地点においては、いまだに対策目標値が非達成であり、このままの状況では目標の達成は困難と見込まれました。

二酸化窒素の対策目標値の達成状況と追加対策を行わない場合における将来予測結果

	測定局	常時監視測定結果(実測値 単位:ppm)				...	将来予測結果(予測値 単位:ppm)	
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成22年度		平成27年度	
自動車排出ガス測定局	池上	× (0.068)	× (0.070)	× (0.069)	...	× (0.068)	× (0.063)	
	日進町	○ (0.056)	○ (0.053)	○ (0.050)		○ (0.054)	○ (0.051)	
	市役所前	○ (0.056)	× (0.061)	○ (0.057)		○ (0.053)	○ (0.051)	
	遠藤町	× (0.073)	× (0.070)	× (0.071)		× (0.069)	× (0.062)	
	中原平和公園	○ (0.057)	○ (0.053)	○ (0.050)		○ (0.056)	○ (0.053)	
	二子	× (0.065)	× (0.065)	○ (0.060)		○ (0.060)	○ (0.054)	
	宮前平駅前	○ (0.056)	○ (0.055)	○ (0.053)		○ (0.054)	○ (0.049)	
	本村橋	○ (0.048)	○ (0.049)	○ (0.049)		○ (0.046)	○ (0.043)	
	柿生	○ (0.047)	○ (0.045)	○ (0.043)		○ (0.047)	○ (0.043)	

()内は日平均値の年間 98%値を記載しています。

網掛けした箇所は対策目標値を超過していることを表しています。

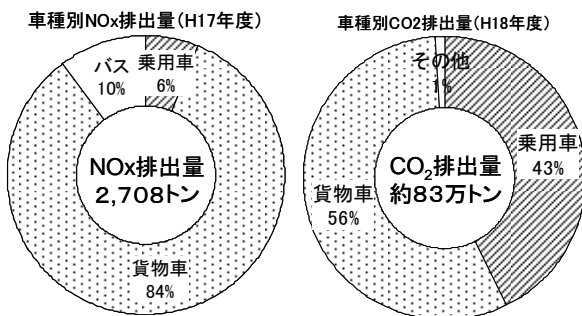
※ 対策目標値とは、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること」と定められており、1 年間の全ての日平均値について、日平均値の低いほうから 98%に相当する値（365 日分の測定値がある場合は、低いほうから数えて 358 番目の測定値）を対策目標値と比較して達成、非達成を評価しています。

Ⅲ 運搬に係る環境配慮の現状と対策の方向性

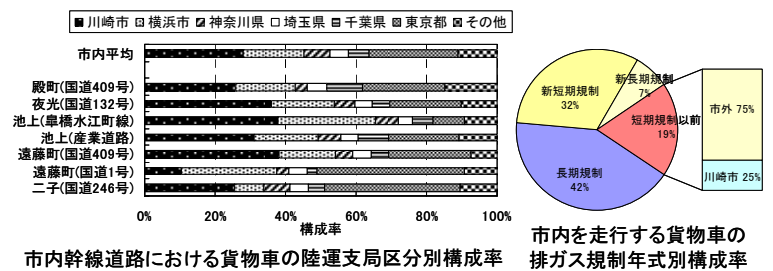
出来るだけ早期に対策目標値を達成するために今後取組むべき追加対策について、次のような視点から検討を行いました。

【運搬に係る環境配慮の現状と対策の方向性】

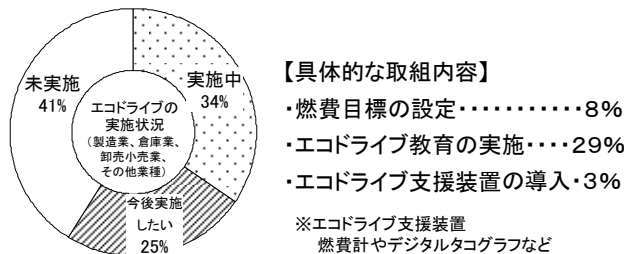
1. 市内自動車のNOx排出量の84%、CO₂排出量の56%が貨物自動車



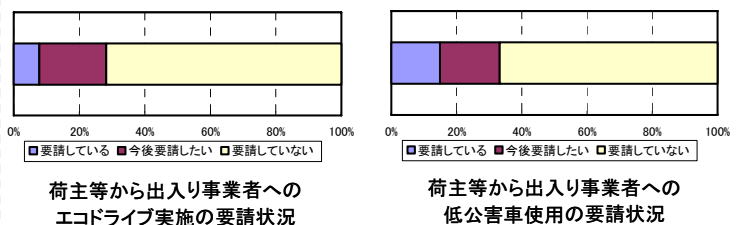
2. 市内を走行する貨物車の6～7割が市外からの流入車であり、これらの流入車は環境性能の低い貨物車が多い



3. 荷主等の66%がエコドライブ活動を未実施であり、燃費目標の設定などの実施状況も低い



4. 荷主等から自社に出入りする事業者に対し、環境に配慮した運搬の実施を要請している事業者は10%程度と少ない



自動車からのNOx、CO₂排出量の削減のためには、運搬に関する環境配慮を促す仕組みが必要であり、荷主や荷受人の協力による取組推進が不可欠



IV 「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の特徴

- ① 荷主・荷受人による環境に配慮した運搬の促進
- ② 川崎の事業者から全国の事業者へ環境に配慮した運搬の発信

V 「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の概要

（※ V及びVIについて、ご意見をお寄せください）

「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」とは

市内事業者（荷主、荷受人）が、貨物や廃棄物（以下、「貨物等」）の運搬や購入などの際、次の項目を実施する制度。

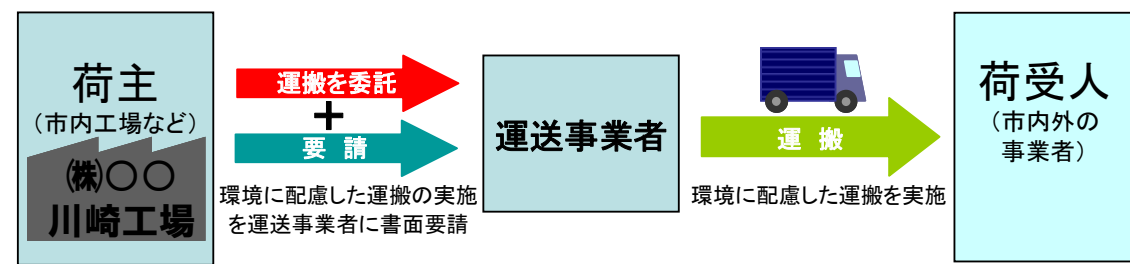
- (1) 貨物等の運搬を運送事業者に委託する際は、その運送事業者に対し、環境に配慮した運搬の実施を書面にて要請する。
- (2) 自己の事業所に貨物等を運搬させようとする際は、その貨物等の荷主に対し、環境に配慮した運搬の実施を書面にて要請する。

環境に配慮した運搬とは

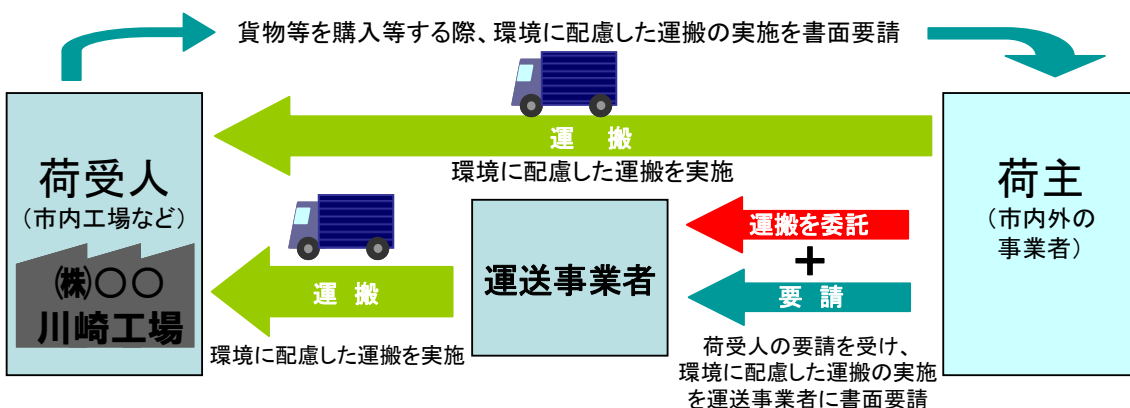
- ・エコドライブの実施やエコドライブの実施を宣言する旨の表示
- ・自動車NOx・PM法*の車種規制不適合車の不使用
- ・低公害・低燃費車等の積極的な使用

*自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

(1)の例 市内事業者（荷主）が運送事業者に委託して、貨物等を荷受人に運搬する場合



(2)の例 市内事業者（荷受人）が自己の事業所に貨物等を運搬させる場合



VI 重点的に対策を講ずるべき事業者

貨物等の運搬に伴う環境負荷が大きいと考えられる事業者を「指定荷主等」と定めます。

【指定荷主等】

- 製造業 敷地面積が10,000m²以上の事業所を設置する事業者
- 倉庫業 倉庫業法第3条の規定による登録事業者のうち、倉庫面積の合計が30,000m²以上の事業所を設置する事業者
※倉庫面積は倉庫業法施行規則等運用方針に定める有効面積の合計値を用いることを検討しています。
- 廃棄物処理業 廃棄物処理法に規定する処分業者（一般廃棄物処分業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者）のうち、一日あたり300トンまたは300m³以上の処分ができる施設を設置する事業者

指定荷主等は、以下の取組を実施するものとします。

- ① 運送事業者等に対して、環境に配慮した運搬の実施について、書面にて要請。
(指定荷主等以外の荷主や荷受人は、これらの要請に努めるものとします)。
- ② 要請した書面の写しを一定期間（3年間）保存。
- ③ 環境に配慮した運搬の実施についての要請手法や要請件数など、取組の実施状況を市に年に1回報告。

※ なお、指定荷主等が正当な理由がなく、上記①～③に違反しているときは、市は指定荷主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、さらにその勧告に従わない場合は、市は指定荷主等の氏名等を公表することができます。

VII 「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の目指すもの

「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）」の導入による目指すべき目標は、以下のとおりです。
なお、この制度は、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進するために取組まれている「カーボンチャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の取組としても位置づけています。

平成27年度までの出来るだけ早期にNO₂対策目標値が全局で達成

運輸・交通部門におけるCO₂排出量の削減

川崎から全国へ、環境に配慮した運搬の発信により、
環境に配慮した事業者が評価される社会の構築

窒素酸化物対策 コベネフィット 地球温暖化対策

